

昭和四七年一月一三日起案

昭和四七年一月一三日決裁

主査

平田

第一部長

参事官

長官



参事官補

次長

了

総務主幹



自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員より所請に

対し提出要求のあつた標記の資料（別添）について、

同庁より当方の見解を求められたが、検討したところ、

9

ろ、当方において辨に異を申し立てるに及ばざると考
えらるゝ、いゝか。

御高裁を仰せます。

参議院 水口宏三議員要求資料

防衛庁
47.10.14

自衛行動の範囲

- 1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の要件（わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の實力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られると解している。
- 2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてはかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえませんが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- 3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるため、このような

観点から、一応、^{いわゆる}「海外派兵とは、^{一般的に言えば}武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである。」と定義づけるとすれば、このような海外派兵は、憲法上許されないものと解している。

4 わが国に対して誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、その場合において己存を危して自滅を待つべしということが、憲法の趣旨とするところとは解し得ず、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最少限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防ぐのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、憲法上、可能であるというべきものである。

5 さきの参議院決算委員会における水口議員のご質問は、以上のような憲法第9条が許容している自衛行動の範囲について、その具体的適用が個別の場合にどうあるかを明確にされたいとのご趣旨かと思われるが、現実の事態においては、事は広範にわたり、そのときの国際情勢、武力攻撃の手段・態様等により千差万別であり、限られた条件のみを仮設して論ずることは適当でないと思われる。一才、具体的な自衛権の発動は、自衛隊の防衛出動という形で行なわれるので国会のご審議を願うという手段が用意されており、~~最終的には内閣総理大臣が判断すべき~~

~~のであり、また、さらに防衛出動の後においての戦闘状態においては、具体的な状況に応じて適切な自衛行動がとれるものと思われるので、現段階において憲法論としては、抽象的な原理、基準でやむを得ないものと考えられる。~~